

意見案第6号

北方領土問題の解決促進等を求める意見書

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後78年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、様々な分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も87歳を超えており、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

そのような中、ロシア政府が、昨年3月、平和条約交渉の中断や四島交流及び自由訪問の事業の停止等の措置を一方向的に発表し、9月には、さらに四島交流等の事業に関わる合意の効力の停止について政府令を発表したことは極めて不当であり、断じて受け入れられない。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題を解決し、平和条約を締結するため、強力な外交交渉を一層進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民世論のさらなる結集と高揚並びに国際世論の喚起をはじめ、北方領土教育の充実や青少年対策を強化するとともに、内閣総理大臣による北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の推進を図ること。
- 2 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を充実、強化すること。
- 3 航空機参参を含む北方四島交流等事業の一日も早い再開に向け、具体的に進展するよう取り組むこと。
- 4 平和条約の締結に向けた重要な一歩となり得る北方四島における共同経済活動の協議を継続するとともに、特惠制度による国内及び第三国等から北方四島への投資などが行われないよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

各通

北海道議会議長 富原 亮